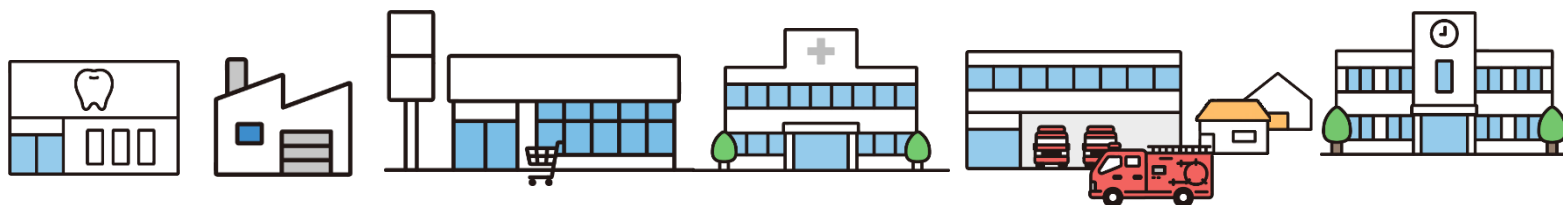
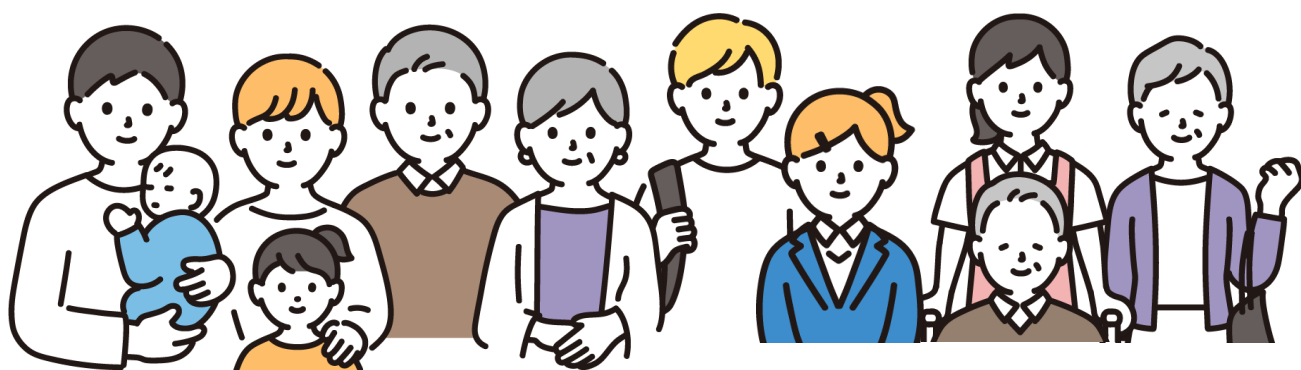


福祉マップの 活用ガイドブック

～誰もが安心して住み続けられる地域社会の実現に向けて～



社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会

はじめに・・・

日頃より地域福祉の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

近年、少子高齢化や孤立死など、様々な要因によって生活上の課題が増加しています。福祉マップは、地域住民一人ひとりの状況を把握し、必要なサービスや情報を提供する上で重要なツールです。課題の早期発見につながり、より安全で安心して暮らせる地域づくりに貢献します。

本冊子では、地域の見守り活動における福祉マップの重要性と、具体的な活用事例をご紹介します。今後の皆様の見守り活動にご活用いただければ幸いです。

<目次>

01 地域の現状・・・・・・・・・・・・・・P1

02 見守りネットワークとは・・・・・・・・・・P2

03 福祉マップとは・・・・・・・・・・・・・・P3

04 福祉マップの活動事例・・・・・・・・・・P5

05 福祉マップに関するQ&A・・・・・・・・・・P9

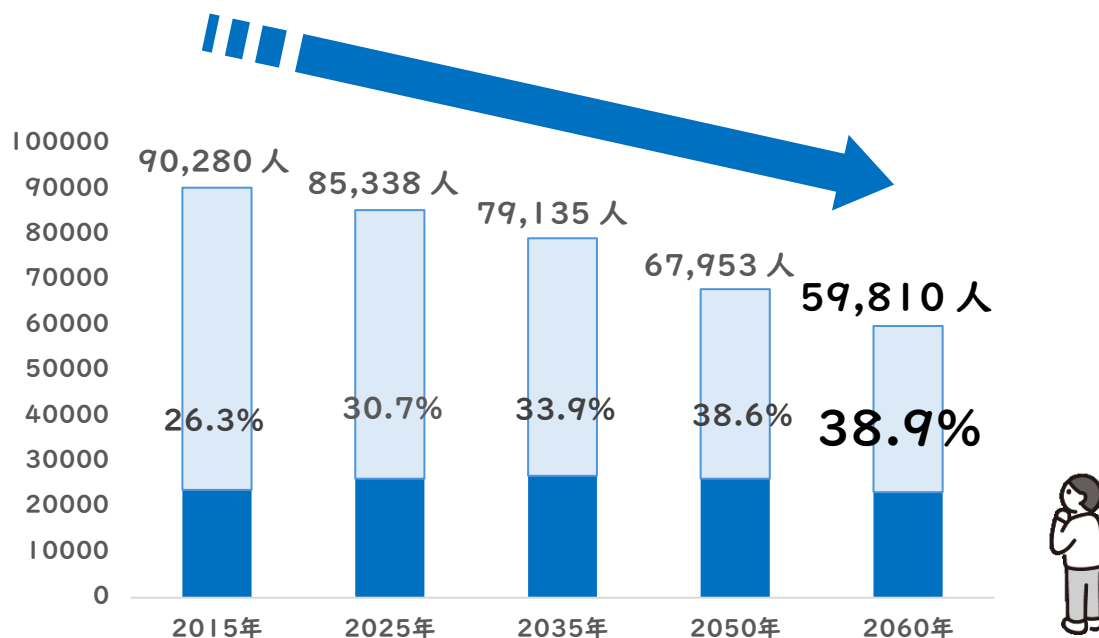
06 参考資料・・・・・・・・・・・・・・P10

01 地域の現状

坂井市は、65 歳以上の高齢者が人口全体の約 30%を占めています。こうした少子高齢の影響以外にも、自治会機能の低下や核家族化、単身世帯の増加、地域のご近所同士のつながりの低下など、地域の状況が年々変化しています。

そのような地域状況の変化に伴い、「孤立死」や「ひきこもり」、「認知症」や「高齢者・児童への虐待」、「移動困難者の増加」などの問題や、地域での生活のしづらさを感じる人が増えてきています。

<坂井市の人口構造の長期的見通し>



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所

※人数は人口、%は高齢化率を示しています

02 見守りネットワークとは

1. 見守りネットワークって何？

見守りネットワークとは、地域に住む高齢者や障がい者など見守りが必要な方（以下、要援護者）が安心して暮らせるよう、区長、民生委員・児童委員、福祉委員などが見守り協力者となり、日常的な見守りや声かけなどを行う活動です。異変発見時には、必要に応じて社会福祉協議会や市役所などと連携する場合があります。

近年、問題を抱えた方々の孤立化が深刻化し、発見が遅れてしまうケースが増えています。このような状況下で、日頃の関わりから得られる小さな変化や気づきは、孤立死や虐待などの大きな問題に発展するのを防ぎ、早期の支援につながります。

小地域見守りネットワークのイメージ図



※坂井市には、あなたが抱える不安や心配をお聞きし、解決へのお手伝いをする窓口「ここサポ」があります。詳細は坂井市 HP をご覧ください。

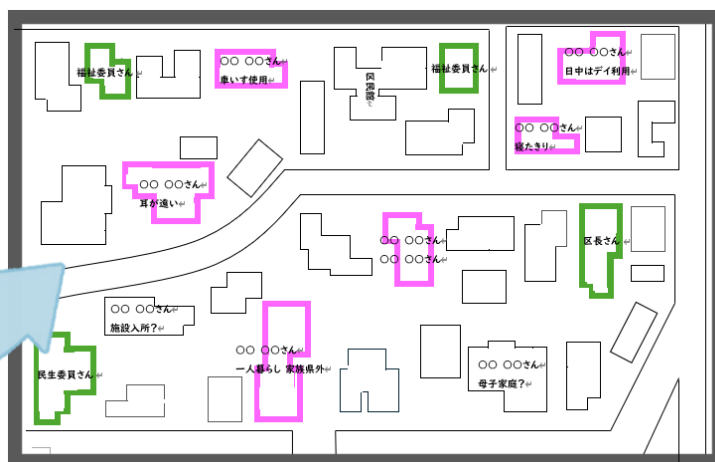
03 福祉マップとは

1. 福祉マップってどんなもの？

福祉マップは、高齢者※や障がい者など要援護者の情報を見守り協力者間で共有し、地図にまとめたものです。マップ作成は見守り協力者同士が連携して見守り活動を行い、地域課題解決を検討するきっかけづくりにつながることをねらいとしています。見守り活動で活用されるものであることから「見守りマップ」とも呼ばれ、地域福祉推進基礎組織（地区ふくしの会）で作成されています。

地域の地図に、要援護者の自宅をマークし、健康状態や困りごとなどの情報共有をすることで、地域の現状がひと目で分かるようになります。

※要援護者の年齢基準などは、地区の特性が異なるため、統一し設けることは難しい状況です。そのため、地区の状況にあわせてお決めいただければと考えます。



※福祉マップの見本

2.福祉マップでどんな効果があるの？

- ①見守り協力者間で要援護者に関する**情報共有、みえる化**
- ②見守り協力者間の**ネットワークづくり**
- ③見守り協力者の**顔合わせ**、活動の**役割分担の明確化**
- ④地域課題と見守り活動の**必要性を認識し合う機会**
- ⑤**地域課題の解決方法**を検討する**きっかけづくり**

3.福祉マップ作成手順は？

ステップ 1



マップの作成準備

地区で要援護者と思われる方に関する情報を整理しましょう。

ステップ 2



マップの作成

地区の状況や要援護者の情報をマップに記載しましょう。また、自分が知っている情報を他の見守り協力者間で共有しましょう。

ステップ 3



マップの活用

マップをもとに地区の状況を把握することを心がけましょう。また誰がどの方を見守るか役割分担し、無理のない範囲で活動しましょう。

ステップ 4



マップの更新

地区の状況や要援護者の状況を随時更新できるよう、情報交換の場に参加しましょう。

4.福祉マップの取り扱いとは？

① 目的外利用の禁止

→地域住民の日常的な支え合い活動以外には基本的に使えません。

② 秘密の保持

→マップの内容を第三者に漏らしてはいけません。※交代後も同様です。

③ 複写複製の禁止

→マップを勝手に複写し、配付してはいけません。

④ 保管の徹底

→マップを紛失しないように十分に保管にご留意ください。退任時は新委員に引継ぎで渡し、紛失や勝手に処分などしないようお願いします。

※個人情報を取り扱うにあたり、基本的には利用目的を本人に伝えることがルールです。

※ただし、例外として、法令に基づく警察からの照会や災害時の安否確認など人の生命や財産を守る必要があり、本人の同意を得ることが困難な場合はその限りではありません。

04 マップの活動事例

見守りマップづくりと訪問活動

～連携を強めて見守りできる地域へ～

公園台福祉の会

1.どんな活動をしていますか？

区長や民生委員・児童委員、福祉委員の3者で集まり、見守りマップを作成しています。作成時は地区の情報を話し合い、見守り担当エリアの確認を行っています。毎年3月に作成することで、新任の方と円滑に引継ぎができるよう工夫しています。

また、年に2回、民生委員・児童委員と福祉委員が見守りマップで色を塗ったお宅を訪問しています。



2.活動をきっかけに変化はありましたか？

福祉委員は地区の住民にとって身近な存在で、最初の相談を受けることがあります。その際に、他の福祉委員や民生委員・児童委員に情報や相談内容を共有して、後日訪問するということがありました。このことから、見守りマップの作成を通して3者の連携が強くなったと感じています。

また、過去に福祉委員をしていた方から民生委員・児童委員に、「地区の住民〇〇さんの安否が気になる」と連絡がありました。過去のマップづくりの活動経験が活きたのかもしれません。地区全体での見守り体制の土壌が出来てきたと感じます。



3.今後の活動でやりたいことはありますか？

見守りの第一歩として見守りマップづくりを行っていますが、地区の状況は日々変化しているため、作成して終わりではなく、見守り活動の始まりと考えています。マップづくり後の活動、そして3者の連携を強めていく、その積み重ねが地区の見守り体制を作っていくものだと考えています。このことを皆が理解して見守りマップを活かしていくこと、それを目標に地道に活動をしていきたいです。

04 マップの活動事例

地域のごちゃまぜ見守り

高棕西部ふくしの会

1.どんな活動をしていますか？

区長や民生委員・児童委員、福祉委員に加え、ふくしの会で行っている通いの場・サロン事業（いっぷく茶屋）のスタッフも交えての見守りマップづくりを行っています。



2.活動をきっかけに変化はありましたか？

見守りマップづくりでの情報交換をきっかけに、いっぷく茶屋の利用促進につながりました。

一人暮らしのお宅で寂しそうにされている方がおり、参加者全員で何かできないかと話し合った結果いっぷく茶屋への参加について声をかけ、利用されるようになりました。訪問だけでなく居場所に来てもらうことで孤立・孤独の予防になりました。



3.今後の活動でやりたいことはありますか？

当会のマップ作成が7月頃に行われることが多い現状では、1月に就任したばかりの区長が十分に地域の実情を把握できないまま活動することになります。

しかし、地域の要は様々な情報を取り扱っている区長であると考えています。

そこで、就任後すぐの1月から3月頃にかけてマップ作成の機会を設け、より多くの区長が地域の見守り活動に参画できるようにしたいと考えています。さらに、高齢者だけでなく、子どもたちにも目を向けた見守り活動へと発展させるための働きかけも行っていきたいと考えています。

04 マップの活動事例

見守り訪問活動について

～活動者の声からはじまった住民とのつながり～

春江北部ふくしの会

1.どんな活動をしていますか？

区長、民生委員・児童委員、福祉委員など（各区の福祉ネットワーク会議）で「ふくし見守りマップ」を作成し、見守り活動に活用しています。

その中で、特に見守りが必要と思われる要援護者のご自宅に訪問活動をしています。

訪問対象者や訪問者は、それぞれの区で決めています。



2.活動をきっかけに変化はありましたか？

見守りマップづくりの情報交換の際、「（自分は）数年前にこの地区に引っ越してきて地区のことが分からない」「〇〇さん、名前は聞いたことがあるがどんな方が分からない」という声が多くありました。

しかし、訪問をきっかけに、訪問対象者との顔合わせ、つながりを持つことができた方が多くなりました。



3.今後の活動でやりたいことはありますか？

見守りマップは作成するだけでなく、情報を更新し続けることが重要です。

そのため、訪問活動で得られた情報や気づいたことを、関係者間で共有する機会（福祉ネットワーク）を定期的 to開催することが大切だと考えています。

また、日常見守りひとつとして「サロン」への参加を促すことも重要と思います。

今後も、訪問活動と情報交換を継続することで、地域住民同士のつながりをより一層深めていきたいです。

04 マップの活動事例

ひと目でみまもりシート、災害時見守りシートについて ～平常時と災害時それぞれの場面における見守り～

大関ふくしの会

1.どんな活動をしていますか？

区長、民生委員・児童委員、福祉委員間で見守りマップづくりを行っています。また、大関では、マップづくりで把握した要援護者の見守り分担を行う「ひと目でみまもりシート」「災害時見守りシート」を追加で作成しています。このシートでは、平常時・災害時のそれぞれを誰が中心となり、見守りを行うかを記載しています。



2.活動をきっかけに変化はありましたか？

「災害時見守りシート」は、民生委員・児童委員さんから「災害時に何かあったら、どうしよう」という意見をきっかけに作成しました。マップで要援護者の把握をすることだけに終わらず、シートを使ってその理由や見守り者の役割分担を行いました。結果、民生委員・児童委員だけに負担をかけず、また、誰が中心となり見守りをするかも明確になりました。

3.今後の活動でやりたいことはありますか？

見守りマップやシートをきっかけに、区長、民生委員・児童委員、福祉委員だけでなく、要援護者、近隣住民相互のつながりを作っていくことが大事であると思っています。このため、地域住民同士が交流できる機会を増やせるよう、地域のイベントや行事に参加の声かけなども行っていきたいと考えております。

《様式》 ひと目でみまもりシート

見守りメンバー名：

作成日：令和 年 月 日

行政区	対象者	見守り理由	見守り分担（平常時見守り方を○を記入ください。）					備考
			区長	民生委員	福祉委員	その他		
〇〇区	例 大関 一郎	日中一人暮らし 難聴 目が悪い			○			

↑ 平常時用みまもりシート（左）

災害時見守りシート(区)

作成日：令和 年 月

対象者	見守り理由		見守り者					備考
			区長	民生委員	福祉委員	その他（氏名等）		
《例》大関 一郎	日中一人暮らし 難聴 目が悪い	平日			○			
		休日				坂井 花子	隣人	
		平日						
		休日						
		平日						
		休日						
		平日						

↑ 災害時用見守りシート（右）

05 見守り活動・マップに関する Q&A

Q1 気になる方はいるものの、要援護者本人が拒否をした場合は？

→A1 まずは本人の意向を尊重し、日常の挨拶など声かけを行い、顔見知りの関係を作っていきます。また知り得た情報は必要な場合のみ関係者間で共有し、他言しないようにしましょう。

Q2 避難行動要支援者支援制度名簿を活用して作成することは可能？

→A2 避難行動要支援者名簿は、災害時に自力で避難することが困難な方が登録されているものです。この名簿は、本人の同意に基づいて作成されており、平常時の見守りや、災害時の安否確認、避難誘導などに活用できます。

Q3 地区の班長の方に見守り協力のために福祉マップを渡したいが、渡しても問題はないか。

→A3 支援上必要な場合には、本人の了解を得て①使用目的の説明②提供する情報確認③個人情報保護に注意して実施する必要があります。

Q4 住宅地図の更新年度が古いのはなぜか？

→A4 住宅地図は現在 5 年に 1 度更新されたものを使用しているため、最新の建物状況や空き家、取壊した家などが、古い情報のまま表示されていることがあります。その箇所はお手数ですが、手書きにて修正をお願いします。

Q5 社会福祉協議会に福祉マップを渡す理由は？

→A5 関係機関からの情報提供依頼、近隣での火災時や災害時に要援護者の位置確認などの目的で活用させていただいております。

06 参考資料

見守りネットワーク事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者等が安心して住み慣れた地域で暮らせるように地域における見守りのネットワークを構築し、地域全体で要援護者を見守る体制を確立するとともに、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活ができる地域社会を形成することを目的とする。

(実施主体)

第2条 見守りネットワーク事業（以下「ネットワーク」という。）は、地域の見守り協力者等が所属する地域の住民福祉組織（地域福祉推進基礎組織、地区社協、地区ふくしの会等）が実施し、社会福祉法人坂井市社会福祉協議会（以下「本会」という。）がその活動を支援する。

2 地域の見守り協力者とは、区長、民生委員・児童委員、福祉委員、老人家庭相談員、障害者相談員等をいう。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、高齢者や障がい者等の見守りが必要な者（以下「要援護者」という。）で、次の各号に該当するものとする。

(1) ネットワークの趣旨を理解し、同意した者

(2) 前条の住民福祉組織で見守りが必要だと認められた者

(事業内容)

第4条 見守り協力者は、日常生活における要援護者の見守り、声かけ等を行うものとする。

2 ネットワークの方法については、地域の実情に応じるものとする。

3 要援護者等地域住民の異変に気付いた場合及び相談を受けた場合には、必要に応じて、見守り協力者や本会、市役所等関係機関に連絡し、解決方法を検討して支援する。

4 本会は、ネットワークが円滑に運用するよう、対象者の情報収集や情報の内容確認と早期支援及び見守り協力者との情報交換を行う。

(会議)

第5条 ネットワークに関して、必要な情報交換を行い、効果的に事業を実施するため、第2条第2項の見守り協力者は、必要に応じて会議を開催するものとする。

(委任)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

06 参考資料

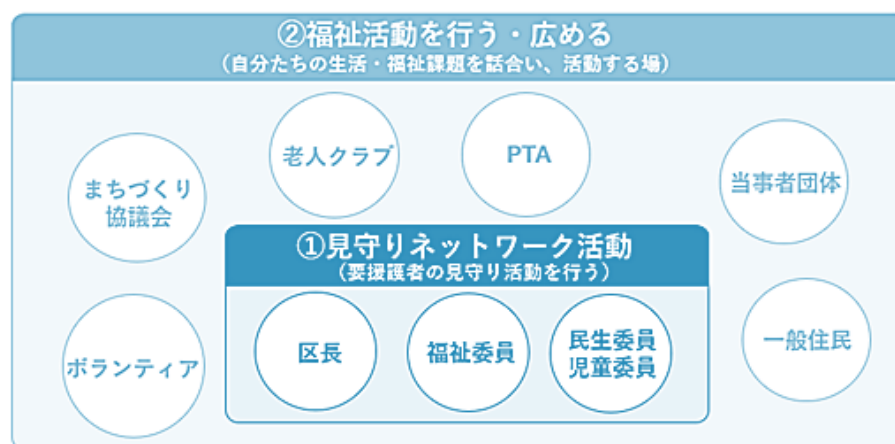
1. 地域福祉推進基礎組織（地区ふくしの会）って何？

地域福祉推進基礎組織（以下、地区ふくしの会）は、コミュニティセンター単位またはより細やかな地域で、住民が主体となり地域活動に取り組む組織です。

坂井市内には、35 団体が活動しており、見守り活動などをつうじて、困りごとの早期発見、地域住民同士が助け合い、孤立しがちな人々にも居場所を提供するなど、様々な取り組みを行っています。

2. どんな方が活動している？

地区ふくしの会では区長、民生委員・児童委員、福祉委員の三者を中心にボランティア、シニアクラブ、まちづくり協議会などとも協働し、活動しています。



区長

...

■行政嘱託員として市から委嘱

区の代表として地区のまとめ役としても活動しています

民生委員 児童委員

...

■厚生労働大臣から委嘱

地域の福祉の相談役として活動しています

福祉委員

...

■坂井市社会福祉協議会会長から委嘱

困りごとの早期発見・連絡、情報提供などを担っています

3.どんな活動をしている？

福祉マップづくりの他にも以下の活動をしています。

通いの場・サロンの運営活動

地域のつながりづくりのために、身近に高齢者が集える居場所「通いの場・サロン」の運営を行っている地区もあります。



個別訪問

地区の実状に応じて個別訪問の声かけを行い、住民とのつながりづくりだけでなく、困りごとの早期発見・解決につながっています。



3.坂井市内にどれだけ地区ふくしの会がある？

みくに支部

一の部、二の部、三の部、四の部、宿、米ヶ脇、青葉台、安島、松島、崎、陣ヶ岡、加戸 1、加戸 2、公園台、浜西、浜四郷、木部、東部

まるおか支部

鳴鹿、磯部、高棕中部、高棕西部、高棕東部、丸岡(城のまち)、長畝、竹田

はるえ支部

南部、中部、西部、北部、東部

さかい支部

東十郷、兵庫、大関、木部

06 参考資料

I. 避難行動要支援者支援制度って何？

①避難行動要支援者

- ・災害時に自力で避難することが困難であり、支援を必要とする方です。

②避難行動要支援者支援制度

- ・避難行動要支援者に対して、地域で協力して避難する際に支援を受けられるようにする仕組みです。そのために事前に「どこに」「どういった」支援を必要としているか把握するために、避難行動要支援者が情報を登録しています。
- ・登録された情報は地域の支援者に提供することで、平常時の見守りや避難訓練、災害時の安否確認、避難誘導などに役立てられています。

③登録された情報

- ・登録された情報は、地域の消防、警察署、区長、自主防災組織、民生委員・児童委員、坂井市社会福祉協議会、福祉委員及びその他必要と認められるものについては情報提供の同意確認もしております。

『お問合せ先』

- ・坂井市健康福祉部社会福祉課 TEL:50-3041

発行

発行日：令和 7 年 2 月

発 行：社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会

本部/さかい支部

福井県坂井市坂井町下新庄 18-3-1

TEL:67-0699

みくに支部

福井県坂井市三国町楽円 53-16 (いきいきサロンセンターあい愛)

TEL:82-1170

まるおか支部

福井県坂井市丸岡町西里丸岡 12-21-1 (坂井市役所丸岡支所内)

TEL:68-5060

はるえ支部

福井県坂井市春江町江留中 10-15-1 (春江総合福祉センター内)

TEL:51-4545



坂井市社会福祉協議会 HP



福祉委員のための
ウェブお悩み相談窓口

福祉委員様へ